

赤穂市告示第49号

下記の者に係る令和8年度後期高齢者医療保険料納入額決定通知書は、住所及び居所が不明のため、届けることができません。

ついては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、その氏名を公示します。

当該通知書は、本市税務課において保管していますので、来庁の上、受領してください。なお、受領がない場合でも、同条第3項の規定により、本日から起算して7日を経過した時点で、当該通知書の送達があったものとみなします。

令和8年9月9日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

記

送達を受けるべき者の氏名

今地 晶江

福井 昌子